

奈良県告示第百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

平成三十年九月十四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
医療法人庄田クリニック	葛城市北花内七三二―一	平成二十九年十月三十一日